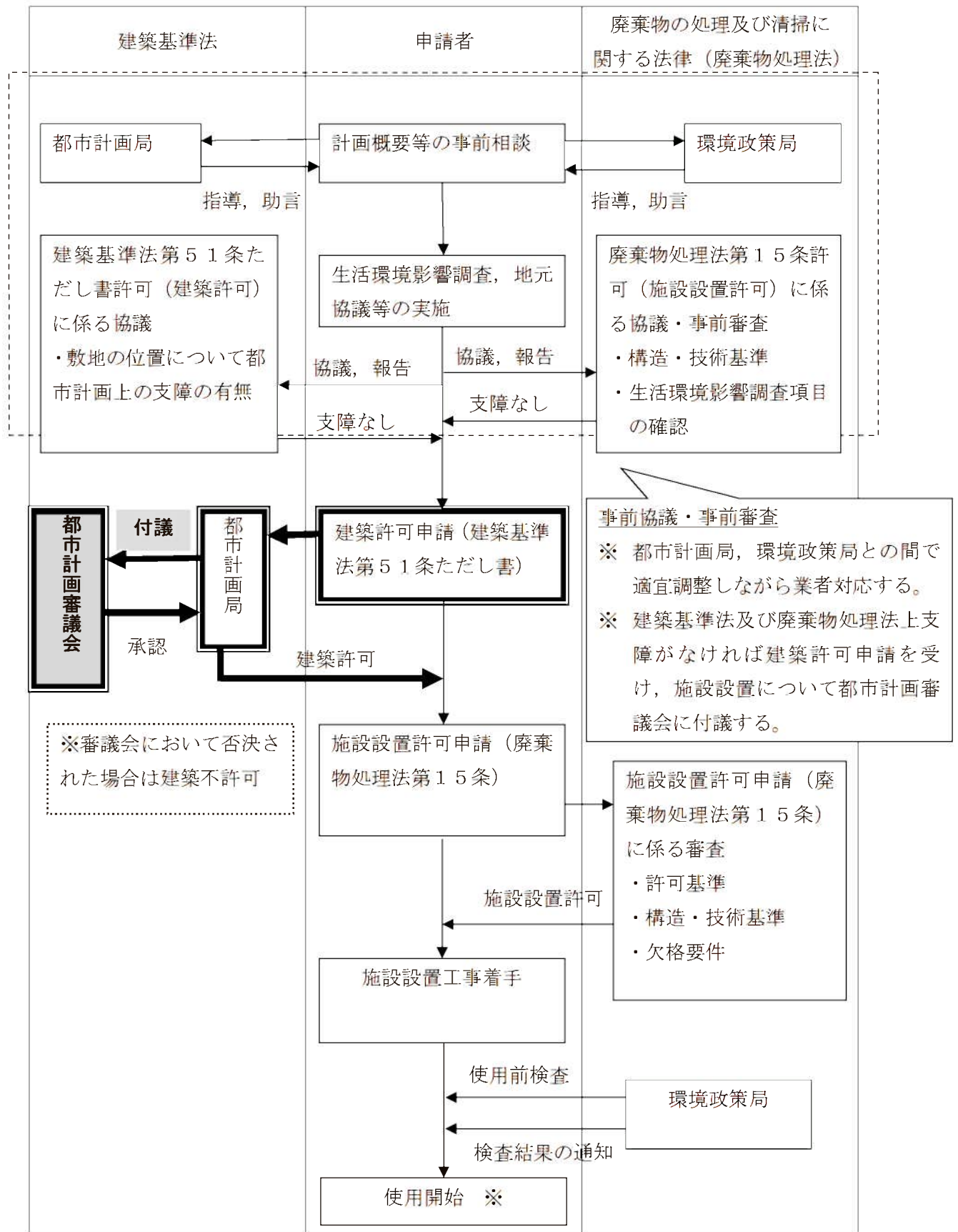


計議第 301 号議案 参考資料

計議第 301 号議案 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の敷地の
位置について
（建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく付議）

目 次	P. 1 産業廃棄物処理施設の設置許可の流れ
	P. 2 ～ 10 施設概要
	P. 11 ～ 34 生活環境影響調査及び道路交通に対する影響調査等

産業廃棄物処理施設の設置許可の流れ



※ 使用開始前に、処分業の変更届（廃棄物処理法14条の2第3項）が必要。

施設概要等

1 敷地概要

- (1) 場 所 京都市伏見区横大路千両松町 126 番ほか 30 筆
(88 番 1, 110 番, 111 番 1, 112 番 1, 113 番 1, 114 番 1, 122 番 1, 123 番 1, 124 番 1, 125 番 1, 126 番, 127 番, 128 番, 129 番, 151 番 2, 155 番 2, 156 番 2, 157 番 2, 158 番 2, 158 番 3, 159 番 2, 160 番 2, 166 番 1, 166 番 7, 488 番 2, 501 番 2, 501 番 3, 513 番 1, 514 番 1, 515 番 1, 520 番 1, 保留地 52 番 8)
- (2) 用途地域 工業地域
- (3) 指定容積率 200 % (一部 300 %)
- (4) 指定建蔽率 60 %
- (5) 前面道路 法 42 条 1 項 2 号道路 (幅員 8 m) ほか
- (6) 敷地面積 23,523.48 m² (拡大部分 5,721.54 m²)



図 1 付近見取図

2 施設概要

- (1) 建築物の棟数 21 棟 (既存 18 棟, 増築 3 棟)
- (2) 用 途 産業廃棄物中間処理施設
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造
地下 1 階 地上 3 階建てほか
- (4) 延 べ 面 積 12,275.78 m² (既存 7,932.99 m², 増築 4,342.79 m²)
- (5) 建 築 面 積 7,899.84 m² (既存 5,851.42 m², 増築 2,048.42 m²)

3 事業概要

(1) 現状事業

事業者は昭和 59 年以降、当該地で次に掲げる収集運搬、中間処理、リサイクル業を営んでいる。

昭和 59 年 12 月 焼却事業、収集運搬事業開始
 平成 14 年 12 月 破碎・選別事業開始
 平成 16 年 5 月 圧縮固化(RPF)事業開始
 平成 20 年 1 月 減容固化(発泡スチロールリサイクル)事業開始
 平成 21 年 1 月 プラスチックシート(壁紙)リサイクル事業開始
 平成 21 年 4 月 PCB 収集運搬事業開始
 平成 22 年 12 月 下水汚泥炭化リサイクル工場竣工
 平成 25 年 11 月 高精度選別設備竣工
 平成 26 年 2 月 小型家電リサイクル事業開始
 平成 28 年 5 月 プラスチックシート(壁紙)リサイクル事業廃止

(2) 今回計画

今後、国内で処理する産業廃棄物の数量は、これまで産業廃棄物の受入れを行っていた外国政府において実施されている廃プラスチック等の輸入禁止措置等に伴い数量が増加することも予想されており、国内の産業廃棄物処理がひっ迫している。本事業所では、既存の 100t 炉において処理能力最大の稼働状態が続いており、受入制限を行わざるを得ない状況が続いている。

このことから、事業用地に隣接する土地 5,721.54 m²を編入して拡大し、95.0t/日の処理能力、3,250 kW 規模の発電施設を有する焼却炉を増設し、2 炉体制による廃棄物の安定した受入及び処理を実現するとともに、新工場棟、タービン棟及びアンモニアボンベ棟の 3 棟を増築し、既存建築物のうち 2 号倉庫の全てと医療倉庫の一部を解体する。

(3) 建築物概要

建築物 1	工場棟 (既存)	建築物 2	排水処理棟 (既存)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造 地下 2 階・地上 3 階建	構造・規模	鉄筋コンクリート造 平家建
建築物高さ	21.16 m	建築物高さ	5.9 m
延べ面積	3,460.59 m ²	延べ面積	205.43 m ²
建築面積	1,737.12 m ²	建築面積	219.00 m ²
格納設備	焼却・破碎施設 (既存)	格納設備	

建築物 3	廃油タンク棟 (既存)	建築物 4	管理棟 (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建	構造・規模	鉄骨造 2 階建
建築物高さ	5.98 m	建築物高さ	8.625m
延べ面積	25.00 m ²	延べ面積	585.18 m ²
建築面積	25.00 m ²	建築面積	290.00 m ²
格納設備		格納設備	

建築物 5	スケール棟 (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	3.62 m
延べ面積	46.50 m ²
建築面積	55.80 m ²
格納設備	

建築物 6	倉庫 (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	4.079m
延べ面積	68.04 m ²
建築面積	68.04 m ²
格納設備	

建築物 7	ストックヤード A (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	6.13 m
延べ面積	640.00 m ²
建築面積	640.00 m ²
格納設備	減容固化施設 (既存)

建築物 8	危険物倉庫 (既存)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 平家建
建築物高さ	2.965 m
延べ面積	20.00 m ²
建築面積	20.00 m ²
格納設備	

建築物 9	倉庫 (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	3.20 m
延べ面積	18.00 m ²
建築面積	18.00 m ²
格納設備	

建築物 10	ストックヤード C (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	9.50 m
延べ面積	447.74 m ²
建築面積	447.74 m ²
格納設備	

建築物 11	ストックヤード D (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	9.57 m
延べ面積	716.58 m ²
建築面積	716.58 m ²
格納設備	圧縮固化施設 (既存)

建築物 12	分別作業場 (既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	9.83 m
延べ面積	798.40 m ²
建築面積	798.40 m ²
格納設備	高精度選別施設 (既存)

建築物 13	医療系廃棄物倉庫 (既存)
構造・規模	鉄骨造 2階建
建築物高さ	7.495 m
延べ面積	183.14 m ²
建築面積	97.35 m ²
格納設備	

建築物 14	危険物倉庫 (既存)
構造・規模	補強コンクリートブロック造 平家建
建築物高さ	3.855 m
延べ面積	42.00 m ²
建築面積	42.00 m ²
格納設備	

建築物 15	ストックヤードE（既存）
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	8.60 m
延べ面積	178.03 m ²
建築面積	178.03 m ²
格納設備	

建築物 16	炭化炉建屋（既存）
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	5.78 m
延べ面積	60.53 m ²
建築面積	60.53 m ²
格納設備	炭化炉(既存)

建築物 17	医療倉庫（既存）
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	5.04 m
延べ面積	117.41 m ²
建築面積	117.41 m ²
格納設備	

建築物 18	1号倉庫(既存)
構造・規模	鉄骨造 平家建
建築物高さ	8.60 m
延べ面積	320.42 m ²
建築面積	320.42 m ²
格納設備	

建築物 19	新工場棟（増築）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地下1階・地上3階建
建築物高さ	25.225 m
延べ面積	3,684.18 m ²
建築面積	1,648.80 m ²
格納設備	焼却施設（増設）

建築物 20	タービン棟（増築）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地下1階地上2階建
建築物高さ	24.2 m
延べ面積	647.61 m ²
建築面積	388.62 m ²
格納設備	タービン発電機

建築物 21	アンモニアボンベ棟（増築）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上1階建
建築物高さ	3.7 m
延べ面積	11.00 m ²
建築面積	11.00 m ²
格納設備	

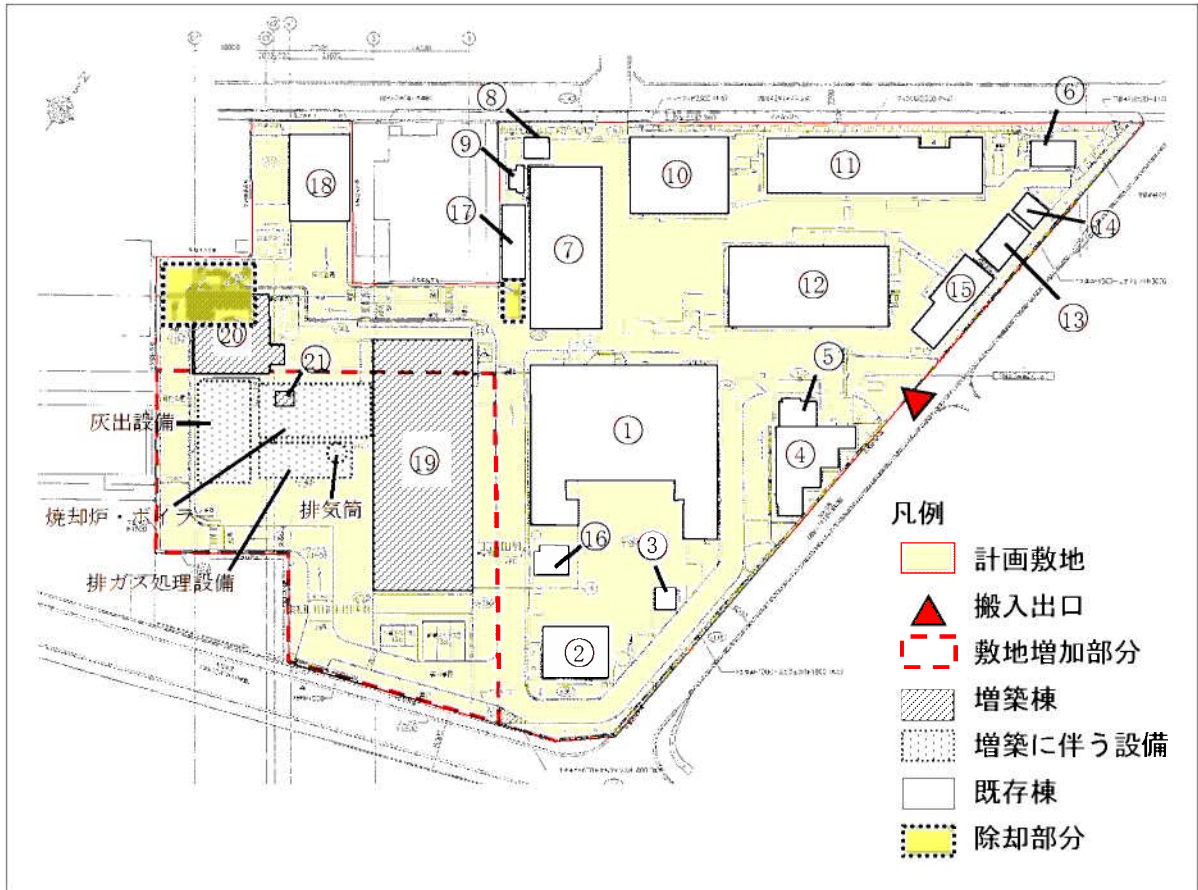


図3 配置計画

(4) 処理施設の稼働時間等

廃棄物の受入時間 : 月～金曜については8時30分～17時
土曜、日曜、祝日については8時30分～16時30分
(日曜、祝日は予約制とする。)

処理施設の稼働時間：廃プラ類等の焼却施設(既存)	24 時間
汚泥の焼却施設(既存)※炭化炉	24 時間
廃プラ類等の破碎施設(既存)	24 時間
廃プラ類等の破碎施設(既存)※圧縮固化	24 時間
廃プラ類等の破碎施設(既存)	24 時間
廃プラ類等の焼却施設(増設)	24 時間

(5) 処理施設の最大処理能力

処理施設等の名称	数 量	1 日 (24 時間) 当たりの 最大処理能力	建築基準法（以下 「法」という。） 第 51 条 許可対象
廃プラ類等の 焼却施設（既存）	1 台	100.0 t（廃プラスチック類）	○
		62.0 t（その他）	○
		9.5 t（廃油）	○
		19.8 t（汚泥）	○
汚泥の 焼却施設（既存） ※炭化炉	1 台	1.8 t（汚泥）	○
廃プラ類等の 破砕施設（既存）	1 台	29.7 t（廃プラスチック類）	○
		104.4 t（木くず）	○
		268.2 t（がれき類）	○
廃プラ類等の 破砕施設（既存） ※圧縮固化	1 台	60.0 t（廃プラスチック類）	○
		60.0 t（木くず）	
廃プラ類等の 破砕機（既存）	1 台	265.6 t（廃プラスチック類）	○
		417.3 t（木くず）	○
		1,122.9 t（がれき類）	○
廃プラ類等の 焼却施設（増設）	1 台	64.9 t（廃プラスチック類）	○
		95.0 t（その他）	○
		50.0 t（廃油）	○
		50.0 t（汚泥）	○

4 法第 51 条ただし書許可が必要な理由

法第 51 条の対象施設は、以下のものについて新築又は増築することができる。

- ・ 都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの
- ・ 都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したもの
- ・ 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 130 条の 2 の 3 で定める規模の範囲のもの

今回計画敷地においては、都市計画決定されておらず、敷地の拡大（表 4-1）を計画しているとともに敷地内の処理能力が令第 130 条の 2 の 3 に定める規模（表 4-2）を超える増築であることから、法第 51 条ただし書許可が必要となる。

表 4-1 敷地の規模の変更

	前回許可時	今回計画
敷地面積（㎡）	17,801.94	23,523.48

表 4-2 規定する処理能力との比較

処理施設の種類	令第 130 条の 2 の 3 で定める数値	敷地内の処理施設の処理能力	
		1 日当たりの処理能力	
		前回許可時	今回計画
汚泥の焼却施設	10 m ³	19.91 m ³ ※1 (21.6t)	65.09 m ³ ※1 (71.6t)
廃油の焼却施設	4 m ³	10.56 m ³ ※2 (9.5t)	66.11 m ³ ※2 (59.5t)
廃プラスチック類の 焼却施設	1t	100t	164.9t
上記以外の焼却施設	6t	62t	157t
廃プラスチック類の 破砕施設	6t	355.3t	355.3t
木くずの破砕施設	100t	581.7t	581.7t
がれきの破砕施設	100t	1391.1t	1391.1t

※1 汚泥の体積から重量への換算係数を 1.10t/m³で算出

※2 廃油の体積から重量への換算係数を 0.90t/m³で算出

（関係法令抜粋）

<法第 51 条>

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理施設、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべきものが市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場

合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

＜令第130条の2の2第1項（抄）＞

法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 産業廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

＜令第130条の2の3第1項（抄）＞

法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1 日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

ロ 汚泥の乾燥施設（ハに掲げるものを除く。） 20 立方メートル

ニ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等（産業廃棄物処理法施行令第2条の4第5号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。）を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）の焼却施設 10 立方メートル

ヘ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設 4 立方メートル

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6 トン

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 1 トン

ヌ 産業廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100 トン

カ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 0.2 トン

レ 焼却施設（ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。） 6 トン

＜産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1項（抄）＞

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

- 五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
- イ 一日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの
- 八の二 第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十三の二 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

5 上位計画との整合

(1) 京都市都市計画マスタープラン

「京都市都市計画マスタープラン」においては、供給施設及び処理施設については、循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルの促進に対応し、また、既存建築物の有効活用や整備改善を図るとともに、周辺環境に十分配慮した計画的な立地を図ることとしており、今回計画においては、府内唯一となる産業廃棄物発電施設（3,250kW 規模）の設置によるサーマルリサイクルの推進、燃えがらの磁力選別による再資源化の推進を図ることができる施設としていることから、この方針に合致している。

(2) 伏見ルネッサンスプラン

「伏見ルネッサンスプラン」においては、横大路地区のまちづくりの方針と公害のない安心・安全なまちづくりを目指しており、今回計画が、再資源化推進に寄与する計画であることから、この方針に合致する。

また、計画地は「産業・環境教育地区」に該当し、取組の方針として、施設を環境教育・環境学習の教材対象として位置づけている。環境教育の場として地元地域、排出事業者、行政、その他各種団体等の見学を受けているなど取り組まれていることから、本市のまちづくりの一助を果たしている。

さらに、当プランの取組の方向性には、環境関連施設の改善、高度化を謳っており、今回計画においては、サーマルリサイクルの推進、再資源化の推進、白煙抑制対策による景観への配慮、燃えがらリサイクルネットワーク活用によるゼロエミッションの実現、自動倉庫併設型の自動投入設備導入による医療系廃棄物の適正処理の推進などを行うことができる施設とし、環境関連施設としての高度化を図り、地球温暖化を防止するための京都議定書が採択された環境共生型都市・京都のシンボルゾーンとしての役割を果たす地区の一角としての施設としては当プランに合致している。

(3) 第三次 京都市産業廃棄物 処理指導計画

「第三次 京都市産業廃棄物 処理指導計画」においては、基本的理念として、先導的かつ積極的に環境の保全、3Rの推進と適正処理の確保を図るとともに、高い意識を持つ排出業者と地域から信頼される健全な廃棄物処理業者の育成を目指すとしている。今回計画は、サーマルリサイクルの推進を目的とした産業廃棄物発電施設の設置や、適正処理のための自動化施設の導入などを実施するとともに、千両松地域エコ協議会の一員として、様々なイベント活動などの地域貢献活動に積極的に取り組むなど、この基本理念に合致している。

6 生活環境影響調査

本計画による、周辺の生活環境影響調査及び道路交通に対する影響調査の結果を以下に記す。

【前提条件】

- ・生活環境に対する影響調査について評価する項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 大臣官房 廃棄物リサイクル対策部 平成 18 年 9 月）」及び「産業廃棄物処理施設設置・変更許可申請等の手引（京都市環境政策局）」を踏まえ、大気汚染、騒音、振動、悪臭及び水質の 5 項目とし、具体的な調査項目として以下のとおりとした。
- ・大気汚染に関する項目では、煙突からの排出ガスについては、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、塩化水素（HCl）、水銀（Hg）、ダイオキシン類（DXNs）を評価する項目とし、搬出入車両の走行については、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）を評価する項目とした。
- ・騒音、振動に関する項目では、施設の稼働に伴う騒音レベル、振動レベルを評価する項目とし、搬出入車両の走行については、騒音レベル及び振動レベルを評価する項目とした。
- ・悪臭に関する項目では、煙突からの排出ガス及び施設からの悪臭の漏洩について、特定悪臭物質（22 物質）濃度及び臭気指数を評価する項目とした。
- ・水質については、施設からの排水は場外に排出しないため、現地調査のみ実施した。
- ・予測に当たっては施設供用後における最大稼働時を前提とした。

【調査予測地点】

- ・大気汚染については、大気質の現況を把握するため、事業計画地周辺の居住地域 3 地点及び車両運行経路沿道 4 地点において現地調査を実施した。（図 5-1）
- ・騒音及び振動については、事業計画地の敷地境界 3 地点、周辺地域 1 地点及び車両運行経路沿道で現地調査を実施した。（図 5-2）
- ・悪臭については、事業計画地の敷地境界 4 地点、事業計画地周辺の居住地域 3 地点において実施した。（図 5-3）

【調査予測地点】

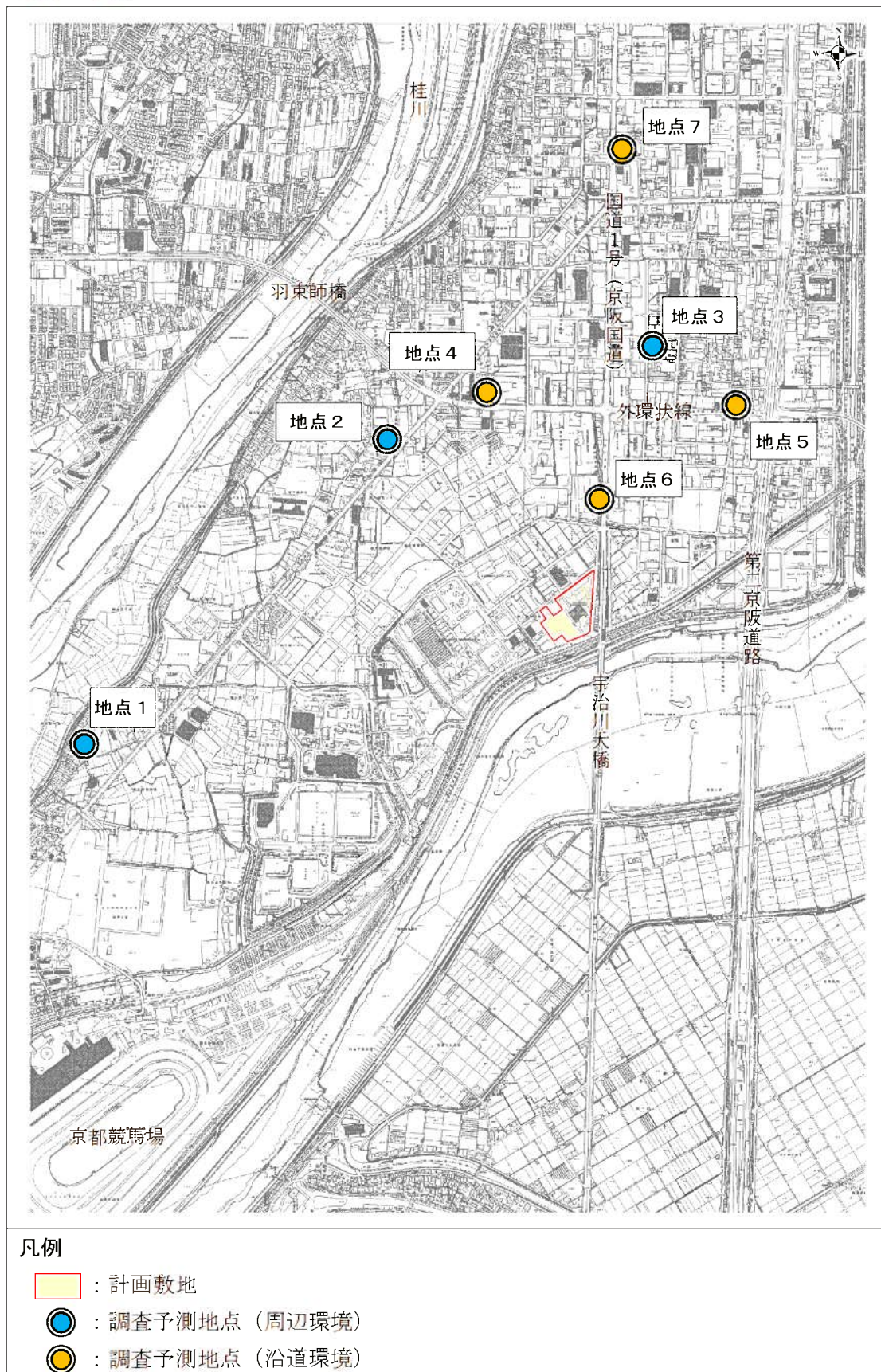
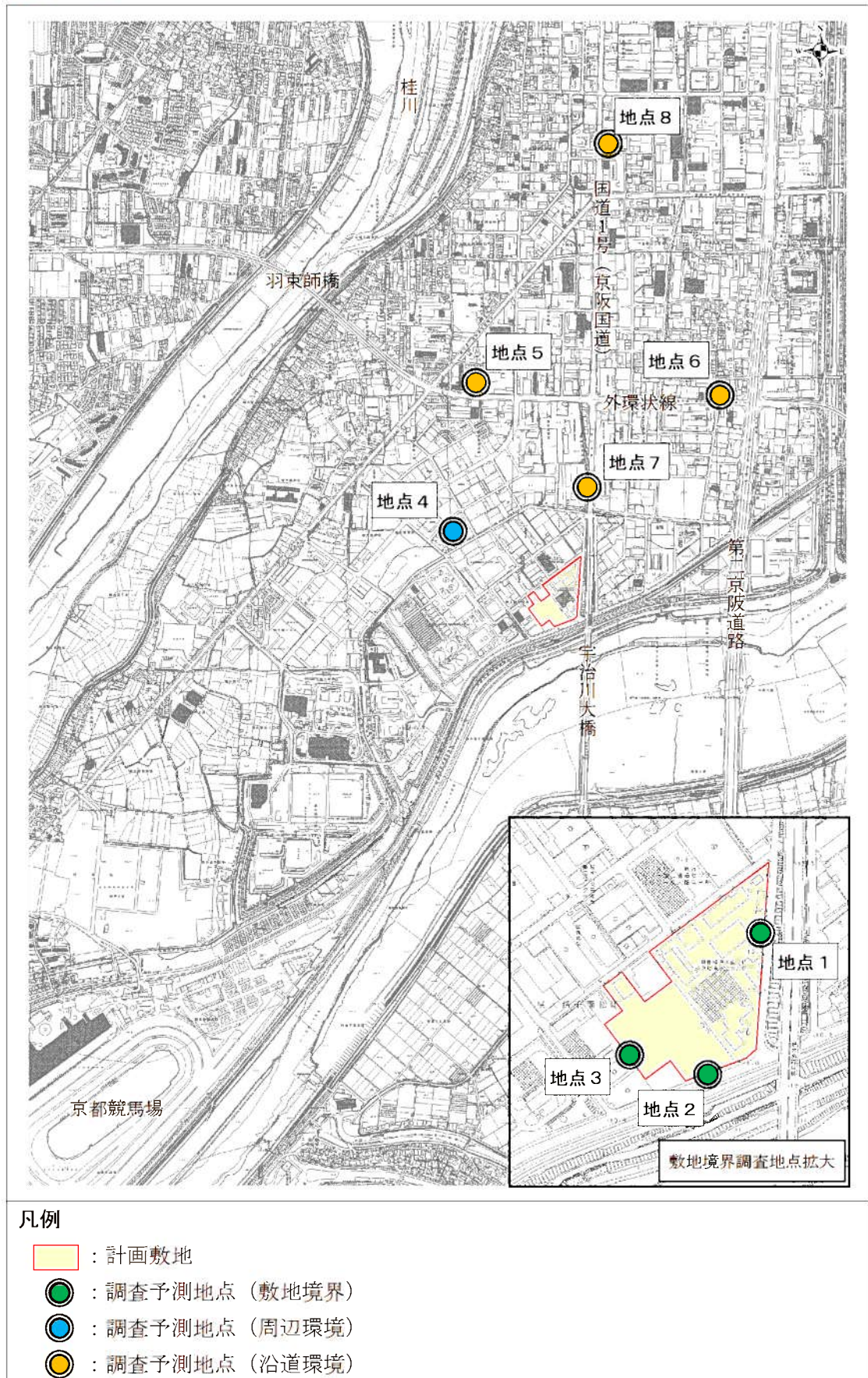


図 5-1 大気汚染の調査・予測地点

【調査予測地点】



【調査予測地点】

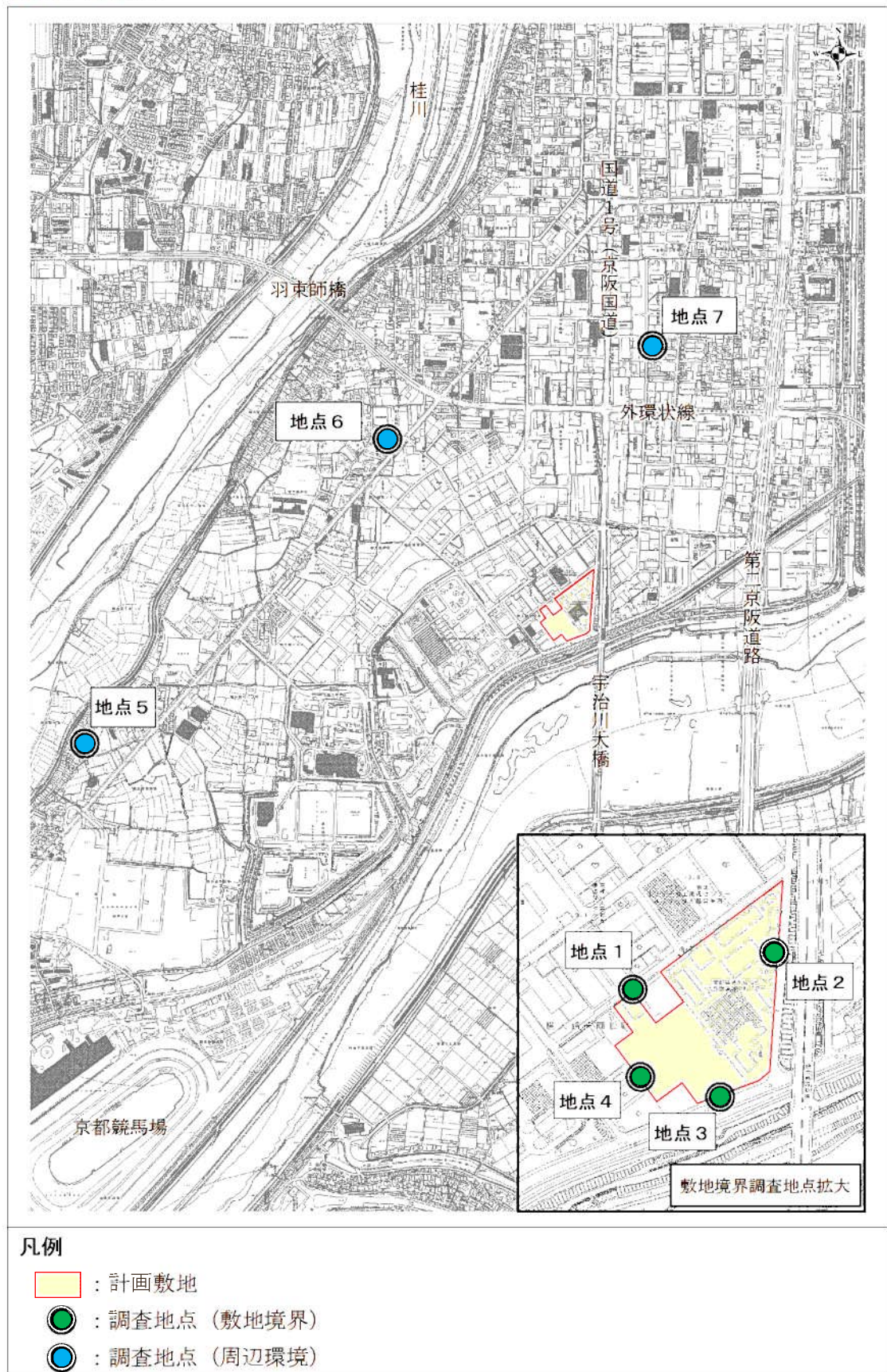


図 5-3 悪臭の調査地点

(1) 大気汚染

施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う大気質への影響の評価は、以下の2点から評価を行った。

- ・環境基準等の基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか。
- ・事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか。

ア 評価の結果

(ア) 施設の供用に伴う大気質への影響

各調査地点において大気汚染の評価を行ったところ、各物質において、下表のとおり環境保全目標値を下回っていた。

表 5-1 二酸化硫黄の予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与濃度※1 (ppm)	現況の濃度※2 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	判定 結果	環境保全 目標値※3 (ppm)
周辺環境 (地点 1)	0.00009	0.002	0.00209	0.004	○	1 時間値 の 1 日平 均値が 0.04ppm 以 下
周辺環境 (地点 2)	0.00013	0.002	0.00213	0.004	○	
周辺環境 (地点 3)	0.00033	0.001	0.00133	0.002	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉の稼働による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)で示す、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を示す。

表 5-2 二酸化窒素の予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与濃度※1 (ppm)	現況の濃度※2 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	判定 結果	環境保全 目標値※3 (ppm)
周辺環境 (地点 1)	0.00004	0.011	0.01104	0.026	○	1 時間値 の 1 日平 均値が 0.04ppm 以 下
周辺環境 (地点 2)	0.00005	0.016	0.01605	0.034	○	
周辺環境 (地点 3)	0.00015	0.018	0.01815	0.037	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉の稼働による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)で示す、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を示す。

表 5-3 浮遊粒子状物質の予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与濃度 ^{※1} (mg/m ³)	現況の濃度 ^{※2} (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	日平均値 (mg/m ³)	判定 結果	環境保全 目標値 ^{※3} (mg/m ³)
周辺環境 (地点 1)	0.00005	0.017	0.01705	0.042	○	1 時間値 の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³ 以下
周辺環境 (地点 2)	0.00007	0.017	0.01707	0.042	○	
周辺環境 (地点 3)	0.00018	0.020	0.02018	0.049	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉稼働による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)で示す、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を示す。

表 5-4 水銀の予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与濃度 (μg/m ³)	現況の濃度 (μg/m ³)	年平均値 (μg/m ³)	判定 結果	環境保全目 標値 ^{※3} (μg/m ³)
周辺環境 (地点 1)	0.00002	0.0016	0.00162	○	年平均値が 0.04 μg/m ³ 以下
周辺環境 (地点 2)	0.00003	0.0016	0.00163	○	
周辺環境 (地点 3)	0.00007	0.0016	0.00167	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉稼働による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(中央環境審議会、平成 15 年 7 月 31 日答申)により示された値を示します。

表 5-5 ダイオキシン類の予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与濃度 ^{※1} (pg-TEQ/m ³)	現況の濃度 ^{※2} (pg-TEQ/m ³)	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	判定 結果	環境保全目 標値 ^{※3} (pg- TEQ/m ³)
周辺環境 (地点 1)	0.00058	0.010	0.01058	○	年平均値が 0.6 pg- TEQ/m ³ 以下
周辺環境 (地点 2)	0.00090	0.011	0.01190	○	

周辺環境 (地点 3)	0.00221	0.012	0.01421	○	
----------------	---------	-------	---------	---	--

※1 寄与濃度とは、新焼却炉の稼働による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)によりダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を示します。

(イ) 搬出入車両の走行に伴う大気汚染

各調査地点において大気汚染の評価を行ったところ、各物質において、下表のとおり規制基準を下回っていた。

表 5-6 二酸化窒素の予測結果と基準値の対比

予測地点		寄与濃度 ^{※1} (ppm)	現況の濃度 ^{※2} (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	判定結果	環境保全目標値 ^{※3} (ppm)
沿道環境 (地点 4)	北側	0.0000011	0.017	0.0170011	0.030	○	1 時間値 の 1 日平 均値が 0.04ppm 以下
	南側	0.0000013	0.017	0.0170013	0.030	○	
沿道環境 (地点 5)	北側	0.0000005	0.017	0.0170005	0.030	○	
	南側	0.0000005	0.017	0.0170005	0.030	○	
沿道環境 (地点 6)	東側	0.0000135	0.017	0.0170135	0.030	○	
	西側	0.0000074	0.017	0.0170074	0.030	○	
沿道環境 (地点 7)	東側	0.0000048	0.017	0.0170048	0.030	○	
	西側	0.0000032	0.017	0.0170032	0.030	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉の稼働に伴う搬出入車両の走行による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)で示す、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を示す。

表 5-7 浮遊粒子状物質の予測結果と基準値の対比

予測地点		寄与濃度 (mg/m ³)	現況の濃度 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	日平均値 (mg/m ³)	判定結果	環境保全目標値 ^{※3} (mg/m ³)
沿道環境 (地点 4)	北側	0.0000005	0.019	0.0190005	0.042	○	1 時間値 の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³
	南側	0.0000005	0.019	0.0190005	0.042	○	
沿道環境 (地点 5)	北側	0.0000003	0.019	0.0190003	0.042	○	
	南側	0.0000003	0.019	0.0190003	0.042	○	

沿道環境 (地点 6)	東側	0.0000035	0.019	0.0190035	0.042	○	以下
	西側	0.0000021	0.019	0.0190021	0.042	○	
沿道環境 (地点 7)	東側	0.0000015	0.019	0.0190015	0.042	○	
	西側	0.0000011	0.019	0.0190011	0.042	○	

※1 寄与濃度とは、新焼却炉稼働に伴う搬出入車両の走行による発生濃度を予測したものである。

※2 現況の濃度とは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）で示す、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を示す。

イ 環境影響の回避・低減に係る評価

本計画においては、以下に示す環境保全対策を実施することとしており、施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う大気質への影響について、事業者の実行可能な範囲で回避または低減が図られていると評価した。

- ・ 高性能の排ガス処理設備を設置するとともに、焼却炉の安定燃焼に努め、適正な運転管理により煙突から排出されるガス濃度の法規制値を遵守し、排出ガスによる大気環境への影響を低減する。
- ・ 設備、機器の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、施設の性能を維持し大気環境への影響を低減する。
- ・ 廃棄物ピット内の空気を燃焼用を使用し、ピット内を負圧として廃棄物ピットの粉じんの飛散を防止する。
- ・ 廃棄物ピットに散水設備を設置し、必要に応じて散水し、廃棄物ピットの粉じんの屋外への飛散を防止する。
- ・ 廃棄物ピットには投入扉を設置し、廃棄物受入後は速やかに投入扉を閉鎖し、廃棄物ピットの粉じんの屋外への飛散を防止する。
- ・ 使用する車両、重機の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、排ガスの滞留や粉じん等の飛散による大気環境への影響を低減する。
- ・ 搬出入車両については整備、点検を行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、運転者に適正走行の周知徹底を図り、構内及び道路沿道等における大気環境への影響を低減する。

(2) 騒音

施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う騒音の影響の評価は、以下の3点から評価を行った。

- ・ 環境基準等の基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか。
- ・ 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか。
- ・ 現況を著しく悪化させることがないかどうか。

ア 評価の結果

(ア) 施設の供用に伴う騒音への影響

各調査地点において騒音の評価を行ったところ、下表のとおり、すべての地点において環境保全目標値を下回っていた。

表 5-8 騒音レベルの予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与騒音 レベル※1 (dB)	現況騒音 レベル※2 (dB)	将来予測 騒音レベル (dB)	判定 結果	環境保全目 標値※3 (dB)
敷地境界 (地点 1)	37.3	朝：57 昼間：67 夕：56 夜間：51	朝：57.0 昼間：67.0 夕：56.1 夜間：51.2	○ ○ ○ ○	昼 間：70 朝、夕：60 夜 間：55
敷地境界 (地点 2)	46.8	朝：53 昼間：58 夕：52 夜間：52	朝：53.9 昼間：58.3 夕：53.1 夜間：53.1	○ ○ ○ ○	
敷地境界 (地点 3)	50.8	朝：54 昼間：60 夕：53 夜間：53	朝：55.7 昼間：60.5 夕：55.0 夜間：55.0	○ ○ ○ ○	
周辺環境 (地点 4)	24.7	昼間：49 夜間：47	昼間：49 夜間：47	○ ○	昼 間：60 夜 間：50

※1 寄与騒音レベルとは、新焼却炉の稼働による騒音レベルを予測したものである。

※2 現況騒音レベルとは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は、地点 1, 2, 3 は「騒音規制法」に基づく特定工場等の騒音の規制基準を示す。
(朝：6～8 時 昼間：8～18 時 夕：18～22 時 夜間：22～6 時) 地点 4 は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に基づく騒音の基準値を示す。

(イ) 搬出入車両の走行に伴う騒音

各調査地点において騒音の評価を行ったところ、現況の騒音レベルが環境基準を超えている地点があった。しかし、現況の騒音レベルを著しく悪化させることはなく環境保全目標を満たしていた。

表 5-9 騒音レベルの予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与騒音 レベル※1 (dB)	現況騒音 レベル※2 (dB)	将来予測 騒音レベル (dB)	判定 結果	環境基準※3 (dB)	環境保全目標
沿道環境 (地点 5)	0.07	69	69.1	○	70	現況の騒音レ ベルを著しく 悪化させない こと
沿道環境 (地点 6)	0.04	69	69.0	○		
沿道環境 (地点 7)	0.20	73	73.2	○※4		
沿道環境 (地点 8)	0.12	75	75.1	○※4		

※1 寄与騒音レベルとは、新焼却炉稼働に伴う搬出入車両の走行による騒音レベルを予測したものである。

※2 現況騒音レベルとは、現地調査した結果である。

※3 環境基準は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に基づく騒音の基準値を示す。

※4 環境基準を超過しているが、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響は軽微であるため、現況の騒音レベルを著しく悪化させることはなく環境保全目標は満たしていた。

イ 環境影響の回避・低減に係る評価

本計画においては、以下に示す環境保全対策を実施することとしており、施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う騒音の影響について、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。

- ・ 騒音が発生する設備は、できるだけ低騒音型の機器を採用するとともに、必要に応じて適切な防音措置を講じて、騒音の影響を低減する。
- ・ 設備、機器の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音の影響を低減する。
- ・ 搬出入車両の走行に際しては、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、運転者に適正走行の周知徹底を図り、構内及び道路沿道等における騒音の影響を低減する。

(3) 振動

施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う振動の影響の評価は、以下の2点から評価を行った。

- ・ 規制基準等の基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか。
- ・ 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか。

ア 評価の結果

(ア) 施設の供用に伴う振動への影響

各調査地点において振動の評価を行ったところ、下表のとおり、すべての地点において規制基準を下回っていた。

表 5-10 振動レベルの予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与振動 レベル※ ¹ (dB)	現況振動 レベル※ ² (dB)	将来予測 振動レベル (dB)	判定 結果	環境保全目 標値※ ³ (dB)
敷地境界 (地点 1)	41.7	昼間：50 夜間：49	昼間：50.6 夜間：49.7	○ ○	昼 間：65 夜 間：60
敷地境界 (地点 2)	54.7	昼間：45 夜間：36	昼間：55.1 夜間：54.8	○ ○	
敷地境界 (地点 3)	60.0	昼間：40 夜間：31	昼間：60.0 夜間：60.0	○ ○	
周辺環境 (地点 4)	24.7	昼間：27 夜間：下限値未満	昼間：29.0 夜間：27.9	○ ○	55

※1 寄与振動レベルとは、新焼却炉稼働による振動レベルを予測したものである。

※2 現況振動レベルとは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は、地点 1, 2, 3 は「振動規制法」に基づく特定工場等の振動の規制基準を示す。
(昼間：8～19 時 夜間：19～8 時) 地点 4 は振動感覚閾値を示す。

(イ) 搬出入車両等の走行に伴う振動の影響

各調査地点において振動の評価を行ったところ、下表のとおり、すべての地点において規制基準を下回っていた。

表 5-11 振動レベルの予測結果と基準値の対比

予測地点	寄与振動 レベル※ ¹ (dB)	現況振動 レベル※ ² (dB)	将来予測 振動レベル (dB)	判定 結果	環境保全目 標値※ ³ (dB)
沿道環境 (地点 6)	0.06	40	40.1	○	昼間：70 夜間：65
沿道環境 (地点 7)	0.03	37	37.0	○	

沿道環境 (地点 8)	0.12	53	53.1	○	
沿道環境 (地点 9)	0.10	54	54.1	○	

※1 寄与振動レベルとは、新焼却炉稼働に伴う搬出入車両の走行による振動レベルを予測したものである。

※2 現況振動レベルとは、現地調査した結果である。

※3 環境保全目標値は「振動規制法施行規則」に定める道路交通振動の限度を示す。(昼間：8～19 時
夜間：19～8 時)

イ 環境影響の回避・低減に係る評価

本計画においては、以下に示す環境保全対策を実施することとしており、施設の供用及び搬出入車両の走行に伴う振動の影響について、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。

- ・ 振動が発生する設備は、原則コンクリートの基礎上に設置、必要に応じて防振措置を講じて、敷地外への振動の伝搬を抑制する。
- ・ 設備、機器の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、振動の影響を低減する。
- ・ 搬出入車両の走行に際しては、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、運転者に適正走行の周知徹底を図り、構内及び道路沿道等における振動の影響を低減する。

(4) 悪臭

施設供用時に煙突からの排ガスの排出及び施設から漏洩する悪臭の影響の評価は、対象項目に係る環境影響について以下の事項を評価した。

- ・ 規制基準等の基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか。
- ・ 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか。

ア 評価の結果

(ア) 煙突からの排ガスの排出に伴う悪臭の影響

規制基準等の基準又は目標と調査及び予測の結果との整合性については、煙突からの排ガスの排出に伴う悪臭の影響は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに従い、燃焼温度 850 度以上、滞留時間 2 秒以上で燃焼することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されることにより目標との整合性が図られているものと評価した。

(イ) 施設供用時に施設から漏洩する悪臭の影響

施設供用時に施設から漏洩する悪臭の環境保全目標値との対比は、表 5-12 のとおりであり、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。

表 5-12 施設の供用に伴う悪臭の規制基準との対比

項目	単位	予測結果※1	環境保全目標値※2
アンモニア	ppm	0.2	1
メチルメルカプタン	ppm	0.0010	0.002
硫化水素	ppm	0.004	0.02
硫化メチル	ppm	0.002	0.01
二硫化メチル	ppm	0.0018	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.0010	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.032	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.010	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0018	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.004	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.0018	0.009
イソバレールアルデヒド	ppm	0.0006	0.003
イソブタノール	ppm	0.18	0.9
酢酸エチル	ppm	0.6	3
メチルイソブチルケトン	ppm	0.2	1
トルエン	ppm	2	10
スチレン	ppm	0.08	0.4
キシレン	ppm	0.2	1
プロピオン酸	ppm	0.006	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.0002	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.00018	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.0002	0.001

臭気指数	—	下限値未満	10
------	---	-------	----

※1 予測結果とは、既存焼却施設の敷地境界風下側の数値の2倍値を示す。

※2 規制基準環境保全目標値は、臭気指数以外は「悪臭防止法」に基づく特定工場等の悪臭の規制基準を示す。臭気指数は「京都市悪臭防止対策指導要綱」に基づく指導基準を示す。

イ 環境影響の回避・低減に係る評価

まず、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて本計画においては、煙突からの排ガスの排出及び施設供用時に施設から漏洩する悪臭の影響を回避・低減するため、以下に示す環境保全対策を実施することとしており、煙突からの排ガスの排出及び施設供用時に施設から漏洩する悪臭の影響について、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。

- ・廃棄物ピット内の空気を燃焼用を使用し、ピット内を負圧として廃棄物ピットの悪臭の漏洩を防止する。
- ・廃棄物ピットには投入扉を設置し、廃棄物受入後は速やかに投入扉を閉鎖し、悪臭の漏洩を防止する。
- ・焼却炉停止時は、脱臭装置により廃棄物ピット内の臭気を処理するとともに、ピット内の負圧を維持する。
- ・廃棄物ピット内の空気を燃焼用を使用し、廃棄物の臭気成分を燃焼により高温分解する。
- ・焼却炉の安定燃焼に努め、炉内温度を適切に管理し、廃棄物の悪臭成分を燃焼により高温分解する。

(5) 水質

水質については、現地調査の結果、全ての地点、項目について環境基準及び京都市環境保全基準に適合していた。雨水及び生活排水以外は場外へ排出しないことから、周辺の水質に与える影響はないと評価した。

7 道路交通に対する影響調査

道路交通に対する影響調査は、現在の施設が稼働している状況に、新焼却炉が稼働することにより発生する車両が周辺道路の交通に与える影響が軽微であることについて確認した。

(1) 現況交通量の把握

ア 周辺道路の交通量の把握

現状の交通量の把握として、京阪国道及び側道における実態調査を図 6-1 の地点において平成 30 年 4 月 26 日（木）から 27 日（金）の 24 時間連続調査とし、数取器にて方向別・車種別に計測を実施した。

なお、調査日における事業所に関する搬入出車両の台数は事業所の搬出入口による入場管理により確認し 217 台であった。

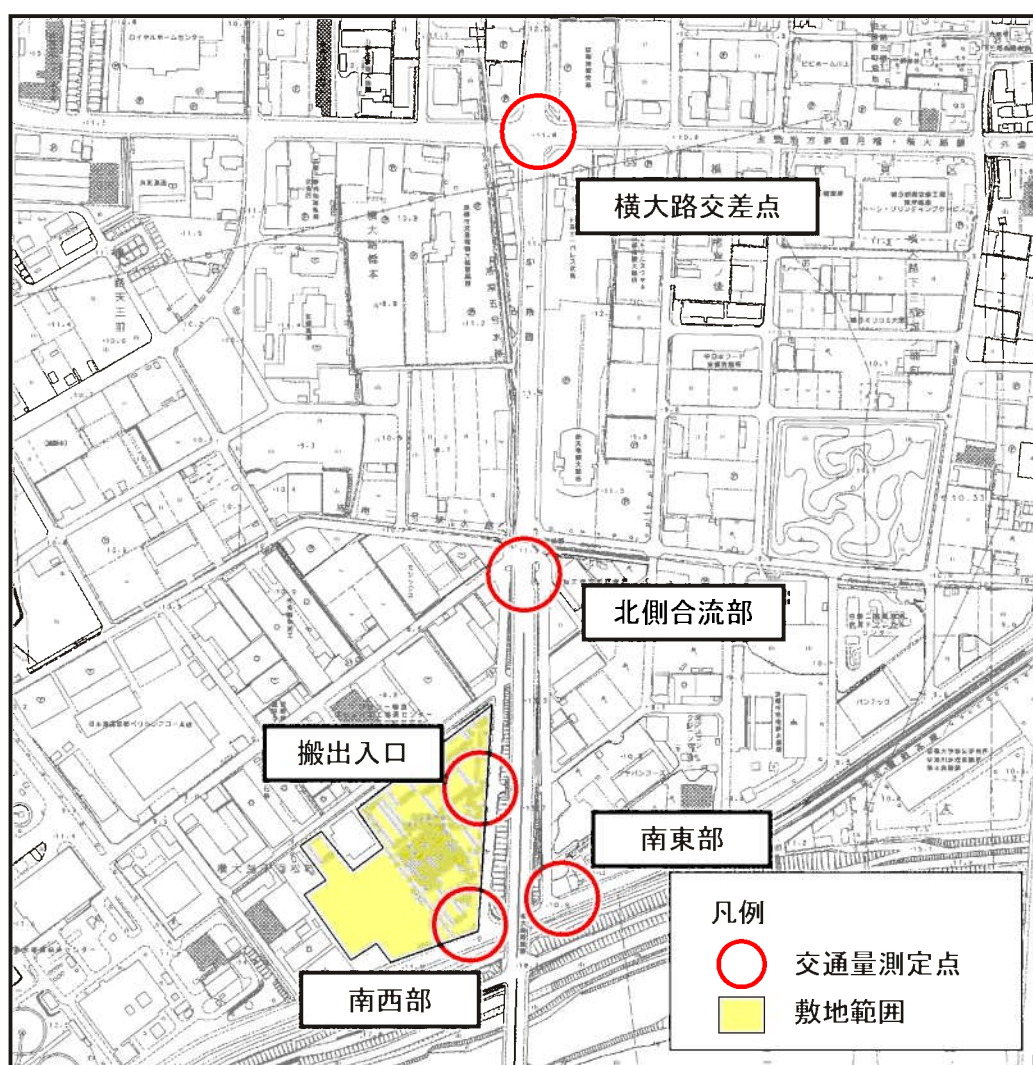


図 6-1 交通量測定点

イ 現状の搬出入台数の把握

事業所全体での産業廃棄物受入に関する平成 29 年度の月別の搬出入台数の実績は表 6-1 のとおりである。

なお、平成 29 年度における 1 日あたりの搬入台数の最大は、12 月の実績における 290 台であった。

表 6-1 平成 29 年度の月別の搬出入台数

(単位：台)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
営業日数	25	23	26	26	22	23
搬入台数	4,328	4,439	4,161	4,383	4,145	4,345
搬出台数	221	255	252	278	184	251
計	4,549	4,694	4,413	4,661	4,329	4,596

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
営業日数	25	24	25	22	23	27	291
搬入台数	4,449	3,994	5,166	3,827	4,076	4,913	52,226
搬出台数	290	238	289	233	206	288	2,985
計	4,739	4,232	5,455	4,060	4,282	5,201	55,211

注 営業日数は、平日の日数を算定しており、実質稼働している土日祝日を含まない。

1 日の平均台数は以下のとおり算出した。

1 日の平均台数（搬入車両）： $52,226 \div 291 = 179.47$ （片道）

1 日の平均台数（搬出車両）： $2,985 \div 291 = 10.25$ （片道）

搬出車両のうち焼却炉稼働に伴う搬出台数の実績は 647 台

1 日の焼却炉稼働の平均台数（搬出車両）： $647 \div 291 = 2.22$ （片道）

ウ 現状の搬入量の把握

事業所全体での産業廃棄物受入に関する平成 29 年度の月別の搬入量の実績は表 6-2 のとおりである。

表 6-2 平成 29 年度の月別の搬入量

(単位：t)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
搬入量	4,742	4,819	4,177	4,715	4,632	4,673

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
搬入量	5,020	4,237	5,618	4,529	4,439	5,637	57,238

(2) 車両計画

今回の新焼却炉の稼働に伴い増加する搬入出車両についての計画は以下のとおりである。

ア 車両計画

本計画において想定される搬入出車両の台数は、以下のとおり算出した。

(ア) 年間の想定増加台数

新焼却炉の年間の最大処理量から算定される年間の最大受入量を、実績値である 1 台当たりの平均積載重量で除し算出する。

(イ) 1 日当たりの想定増加台数

上記(ア)により算出した年間の想定増加台数を営業日数である 291 日で除した値と、焼却炉の稼働に伴う燃えがらやばいじんの搬出に必要な搬出車両台数 3 台を足した値とする。

(ウ) 繁忙日の想定増加台数

上記(イ)の計算過程で算定した想定される 1 日当たりの搬入車両の想定増加台数に平成 29 年度の 1 日当たりの最大搬入台数を平成 29 年度の 1 日当たりの平均搬入台数で除した値に乗じた値と搬出車両の想定増加台数 3 台を足した値とする。

以上より、1 日当たりの想定増加台数が最大となる日の想定増加台数は 192 台/日と算出できる。

表 6-3 想定される搬入出車両の算出に必要な条件

(ア)	年間の最大受入量	37,440t/年
	1 台当たりの積載重量	1.10t/台
(イ)	年間の想定増加台数	34,037 台/年
(ウ)	1 日当たりの想定増加台数	120 台/日
	平成 29 年度の 1 日当たりの最大搬入台数	290 台
	平成 29 年度の 1 日当たりの平均搬入台数	180 台

なお、下水汚泥は焼却炉で処理される前に汚泥乾燥機によって質量が 15 分の 4 となる。そのため、汚泥乾燥機の処理能力である 1 日あたり 30t の処理能力を最大で計画した場合に受入量が最大となる。以上のことから年間最大受入計画量及び処理量は下記のとおりとなる。

- ・処理量 30,400t (内訳：廃プラスチック等 27,840t 下水汚泥 2,560t)
- ・受入量 37,440t (内訳：廃プラスチック等 27,840t 下水汚泥 9,600t)

また、職員及び来客の車両については、敷地西側に別途、職員及び来客用の駐車場を設けることから新焼却炉の増設による変化はなく評価の対象とはしない。

イ 運行ルート

搬出入車両の搬入、搬出のルートはそれぞれ図 6-2 に示すルートに限定する。南行ルートは、京阪国道から北側合流部を経由し、計画地に至るルートとし、北行、西行及び東行のルートは横大路交差点、北側合流部を経由し、計画地に至るルートとする。

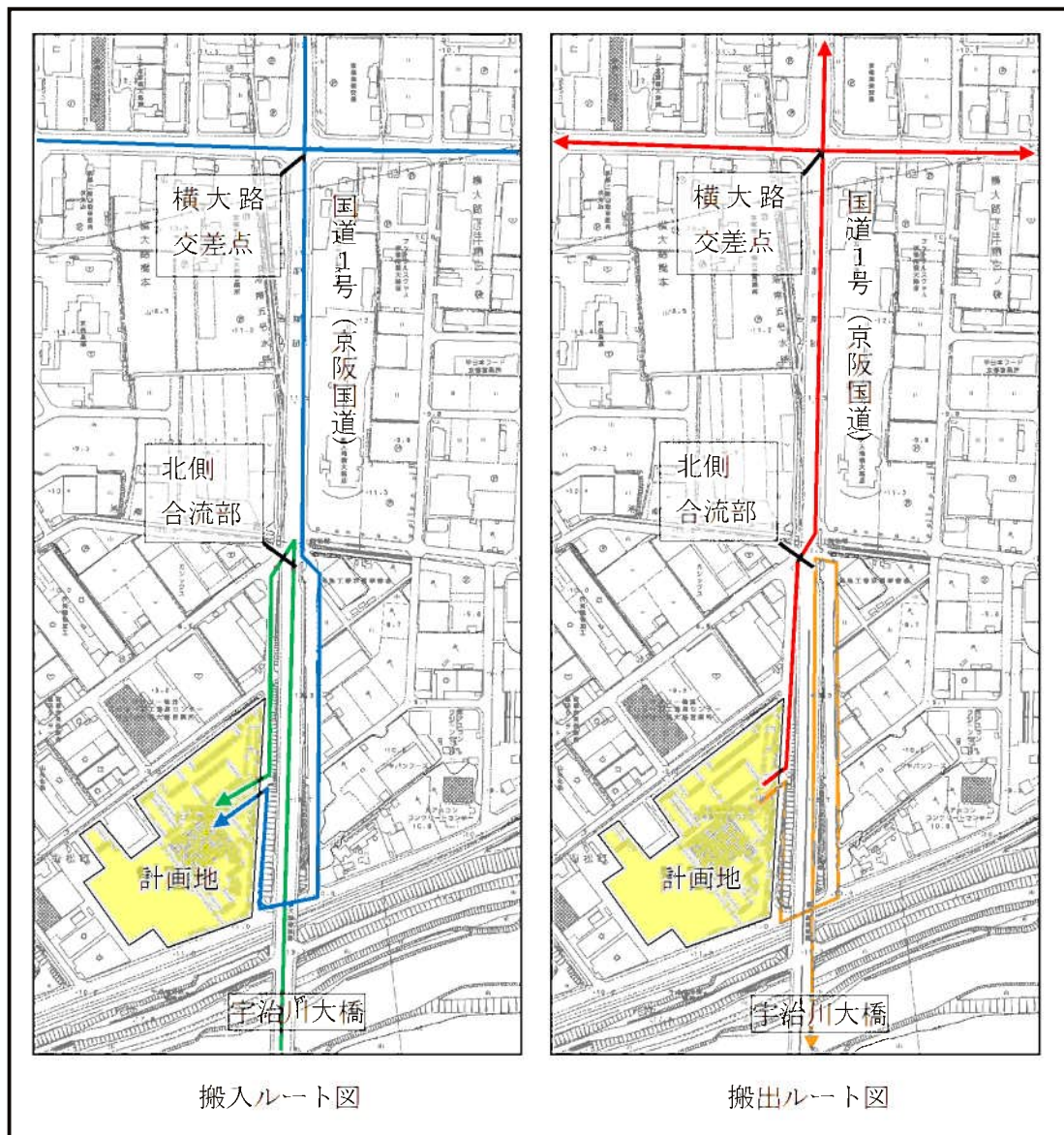


図 6-2 搬入出ルート図

(3) 焼却炉増設に伴う道路交通に対する影響について

焼却炉増設に伴う道路交通に対する影響は以下の3点から評価を行った。

- ・ 単路部における混雑度の変化は軽微か。
- ・ 信号交差点における交差点需要率は飽和状態となる限界値 1.0 を超えないか。
- ・ 信号のない交差点では余裕交通量による遅れの程度による指標が変化しないか。

今回の計画では、上記の3点から道路交通に対する影響を評価できるもののさらなる計画の担保性を確保するため以下の2点の評価を行った。

- ・ 事業者により実行可能な範囲で影響低減対策がされているか。
- ・ 現地の交通状況、結果及び影響低減対策に整合が図られているか。

なお、供用後の交通量予測として、現況の年間で1日あたりの搬入台数が最大である日の搬入台数（302 台/日）に、年間で1日あたりの搬入台数が最大となる日の想定増加台数（192 台/日）を加算し、事業所からの総搬入車両の想定台数を 494 台/日において検証した。

ア 焼却炉増設に伴う道路交通に対する影響評価

(ア) 単路部（一般国道1号、側道部）

予測は「単路部の交通容量」（道路の交通容量：社団法人日本道路協会）に基づき、混雑度を算出した。なお、混雑度の算出は搬入受付時間帯における交差点交通量がピークとなる時間帯を対象とした。

一般国道1号及び側道部における現況及び供用後の混雑度は、表6-5のとおりである。

混雑度の増加は0.0026～0.0561であり、現状と比較し混雑度の増加は大きくないことから、搬入車両による影響は軽微であると考えられる。

表6-5 予測結果（一般国道1号、側道部）

調査地点		ピーク時間	現況 ^{※1}		供用後 ^{※2}		混雑度増加
			可能交通容量	混雑度	可能交通容量	混雑度	
一般国道1号	合流部北側	8:00～9:00	2,505	0.6853	2,505	0.6885	0.0032
	合流部南側		2,310	0.9322	2,310	0.9350	0.0026
側道部西側	搬入出口北側	9:00～10:00	1,138	0.1916	1,142	0.2137	0.0221
	搬入出口南側		1,131	0.2183	1,141	0.2744	0.0561
側道部東側		9:00～10:00	935	0.2279	983	0.2717	0.0438
側道部南側		9:00～10:00	1,068	0.5040	1,087	0.5440	0.0400

※1 現況は平成30年4月26日～27日において実施した24時間連続調査の結果である217台/日での算定値である。

※2 供用後は年間で1日あたりの搬入台数が最大である日の搬入台数（302台/日）に年間で1日あたりの搬入が最大となる日の想定増加台数（192台/日）を加えた494台/日で予測した算定値である。

(イ) 信号交差点（横大路交差点）

予測は「信号交差点の交通容量」（平面交差の計画と設計：社団法人交通工学研究会）に基づき、交差点需要率を算出した。なお、交差点需要率の算出は搬入受付時間帯における交差点交通量がピークとなる時間帯を対象とした。

横大路交差点における現況及び供用後の交差点需要率は、表 6-6 のとおりである。

交差点需要率は0.742から0.748となり、限界値1.0を超えない。また、需要率の増加は0.006であり、現状と比較し交差点需要率の増加は大きくないことから、搬入出車両による影響は軽微であると考えられる。

表6-6 予測結果（横大路交差点）

調査地点	ピーク時間	項目		現況※1	供用後※2	限界値
横大路 交差点	15:00～ 16:00	交差点需要率		0.742	0.748	1.0
		北	左直・直進	0.387	0.392	
			右折	0.094	0.094	
		南	左折	0.142	0.144	
			直進	0.325	0.329	
			右折	0.051	0.052	
		東	左直・直進	0.154	0.154	
			右折	0.026	0.026	
		西	左直・直進	0.109	0.109	
			右折	0.107	0.108	

※1 現況は平成30年4月26日～27日において実施した24時間連続調査の結果である217台/日での算定値である。

※2 供用後は年間で1日当たりの搬入台数が最大である日の搬入台数（302台/日）に年間で1日当たりの搬入が最大となる日の想定増加台数（192台/日）を加えた494台/日で予測した算定値である。

(ウ) 信号機のない交差点（施設北側合流部、施設南側三差路、施設東側搬入出口）

予測は、「信号機のない交差点の容量計算方法」（平面交差の計画と設計：社団法人交通工学研究会）に基づき基本交通容量を求め、実交通量との差から余裕交通量を求め、余裕交通量から遅れ程度を表す指標により評価を行った。なお、評価は主道路の交差点交通量がピークとなる時間帯を対象とした。

施設北側合流部、施設南側三差路及び施設東側搬入出口における現況及び供用後の交通容量は、表 6-7 のとおりである。

供用後の余裕交通量は現況から7.0～59.0(台/時)減少するものの、遅れの程度を表す指標に変化も無いため、搬入出車両による影響は軽微であると考えられる。

※ 施設北側合流部の交差点は、土地区画整理事業による改良工事が予定されているが、本件事業外の要因であるため現況の交差点で評価を行った。

表 6-7 予測結果（施設北側合流部，施設南側三差路，施設東側搬入出口）

調査地点	ピーク 時間	方向	現況※1（台/時）			供用後※2（台/時）			現況－ 供用後
			許容 交通量	余裕 交通量	評価	許容 交通量	余裕 交通量	評価	
施設北側 合流部	8:00 ～ 9:00	従道路から の左折 (北行き)	75	9.5	非常に大	75	2.5	非常に大	-7.0
		従道路から の左折 (南行き)	70	-198.5	滞留	70	-205.5	滞留	-7.0
施設南側 三差路 (南西 部)	10:00 ～ 11:00	従道路から の左折 (東行き)	832	717	遅れなし	830	695.5	遅れなし	-21.5
		主道路から の右折 (北行き)	914	849.5	遅れなし	907	800	遅れなし	-49.5
		従道路から の右折 (西行き)	417	401.5	非常に小	381	365.5	非常に小	-36.0
施設南側 三差路 (南東 部)	9:00 ～ 10:00	従道路から の左折 (東行き)	789	702.5	遅れなし	781	694.5	遅れなし	-8.0
		主道路から の右折 (北行き)	870	832	遅れなし	862	824	遅れなし	-8.0
		従道路から の右折 (西行き)	375	298	非常に小	370	250.5	非常に小	-47.5
施設東側 搬入出口	10:00 ～ 11:00	従道路から の左折 (北行き)	753	729.5	遅れなし	743	696.5	遅れなし	-33.0
		主道路から の右折 (西行き)	992	985	遅れなし	954	941.5	遅れなし	-43.5
		従道路から の右折 (南行き)	488	462.5	非常に小	460	403.5	非常に小	-59.0

※1 現況は平成30年4月26日～27日において実施した24時間連続調査の結果である217台/日での算定値である。

※2 供用後は年間で1日当たりの搬入台数が最大である日の搬入台数（302台/日）に年間で1日当たりの搬入が最大となる日の想定増加台数（192台/日）を加えた494台/日で予測した算定値である。

表 6-8 遅れの程度を表す指標

	平均	範囲
滞留	<0	<0
非常に大	50	0-75
大	100	76-125
平均	150	126-175
小	200	176-250
非常に小	400	251-600
遅れなし	>600	>600

イ 道路交通に対する影響低減対策

現状でも滞留から非常に大となっている北側合流部については、本施設により車両が増加した場合に、側道部において著しい滞留が発生しないか、詳細な検討を行った。

(ア) 施設北側合流部（南行）における滞留対策

施設北側合流部の従道路からの左折（南行）は、許容交通量は 70 台/時であり遅れの程度を表す指標において滞留となっている。このため、再度施設北側合流部の従道路からの左折（南行）の交通状況を平日の主道路（国道 1 号線）の交通量がピークの時間（8:00～9:00）に調査を実施した。

施設北側合流部から主道路（国道 1 号線）の北に位置する横大路交差点の信号時間は主道路の車両が流れている時間は合計 2 分 15 秒間であり、主道路の車両の流れが途切れる時間は 45 秒間であり、主道路の車両が流れている 2 分 15 秒間に最大 8 台、主道路の車両の流れが途切れている 45 秒間には最大 12 台の従道路からの左折があった。

このサイクルを 1 サイクルとし、ピーク時間 1 時間に 20 回の同じサイクルが繰り返されているため、1 時間に許容できる交通量は 400 台と考えられる。

調査日の従道路からの左折台数は 1 日のうち最大で 1 時間あたり 228 台であり、本計画による供用後の繁忙期の増加台数が最大で 22 台想定され、これらの台数を足し合わせても 250 台であり、1 時間に許容できる交通量の 400 台を十分に下回る。

このことから、本計画による当該道路交通環境への配慮は、軽微であり滞留することはないと考えられる。

(イ) 施設北側合流部（北行）における滞留対策

施設北側合流部付近は、計画敷地から目視できるため北側合流部で滞留が発生した場合にも対応できるように施設入口より施設北側合流部を監視するカメラを設け、施設北側合流部手前に車両の著しい滞留が確認できた場合には、北行きの出庫車両を施設内に待機させる。

なお、施設北側合流部は、宇治川大橋から北行する車両が左折し側道に入る車両は 2,446 台/日であるのに対し、側道から京阪国道 1 号に進入する台数は 1,491 台/日であり、京阪国道 1 号から左折する車両が有する時間に側道から京阪国道 1 号へ進入することは十分に可能である。

(ウ) 施設入口における搬入車両の滞留対策

搬入車両が施設外に滞留することを防ぐため、受付時及び出庫時に行う計量に必要な計量器を 1 台増設し 2 台体制とし、それぞれを受付用、出庫用に分けて運用する。

さらに、繁忙期などの混雑時には下記の追加対策を講じる。

- ・ 入場時の混雑を避けるため、出庫用計量器も受付用として使用し、計量器 2 台体制で受付処理を行う。
- ・ 現金顧客などの荷物確認が必要な車両は、計量と産業廃棄物管理票の受け渡しのみを行い、場内待機場所で荷物確認を行う。
- ・ 受付前の車両を施設内の待機場所に入場させる。

(4) 道路交通に対する影響評価

以上より、下記3点が確認できる。

- ・ 単路部における混雑度の増加は最大でも0.0561とわずかであり軽微である。
- ・ 信号交差点における交差点需要率は限界値を超えない。
- ・ 信号のない交差点は遅れの程度により指標が変化しない。

上記3点から道路交通に対する影響を評価できることは確認できるが、さらなる計画の担保性の確保のために実行する影響低減対策について下記2点の評価ができる。

- ・ 影響低減対策については、滞留が発生しないことの検証が行われているとともに、不測の事態も想定した対策も計画されている。
- ・ 現地の交通状況からも、評価の結果及び影響低減対策について整合が図られており実行可能な範囲である。

以上のことから、本計画における搬入出車両による道路交通に対する影響は軽微であると考ええる。